

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市大門総合会館条例(平成17年射水市条例第117号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により大門総合会館(以下「総合会館」という。)の使用許可を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 大ホール及びこぶしホール(以下「ホール」という。) 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の12月前から使用日の前日までの間

(2) その他の施設 使用日の属する月の6月前から使用日の前日までの間。ただし、その他の施設をホールと併用するときは、前号に定める期間

3 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による使用許可の申請について適当と認めたときは、許可を決定し、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(附属設備等の使用料)

第4条 条例別表の市長が別に定める額は、別表1のとおりとする。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、使用日までに使用料を納付しなければならない。ただし、時間超過に係る使用料並びに附属設備及び備品(以下「附属設備等」という。)の使用料については、使用の終了と同時に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、使用者は、市長が別に定める期限までに使用料を納付することができる。

(使用時間)

第6条 条例別表に定める使用時間には、準備、練習、後片付け等使用に必要な時間を含むものとする。

(使用時間の延長)

第7条 使用者は、やむを得ない事由により、使用許可を受けた使用時間を超えて施設及び附属設備等(以下「施設等」という。)を使用する必要があるときは、あらかじめ、使用時間延長申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の変更又は取消し)

第8条 使用者は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、使用許可事項変更(取消し)申請書を、ホールにあっては使用日の10日前までに、その他の施設にあっては使用日の5日前までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料の減免)

第9条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用料減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 使用料の減免の範囲及び割合は、別表2のとおりとする。

4 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の還付)

第10条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第10条第2号に該当する場合 次のアからエまでに掲げる額

ア ホールにあっては、使用日の30日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

イ アに掲げる場合を除き、ホールにあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

ウ その他の施設にあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

エ ウに掲げる場合を除き、その他の施設にあっては、使用日の5日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

2 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(職員の立入り)

第11条 総合会館の職員(以下「職員」という。)は、総合会館の管理上必要があると認めるときは、使用中の場所に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全確保のための措置を講ずること。
- (3) 総合会館内外の秩序を保つため、必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (4) 施設等を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を職員に届け出て、その指示に従うこと。
- (5) 総合会館の使用が終了したときは、直ちに使用した施設等を原状に回復し、職員の点検を受けること。
- (6) 入場者に次条に掲げる遵守事項を守らせること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(入場者の遵守事項)

第13条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 指定された場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 承認を受けずに広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の販売若しくは展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(書類の様式)

第14条 申請書その他のこの規則に規定する書類は、市長が別に定める。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第15条 条例第15条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に総合会館の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第7条、第8条及び第14条の規定の適用については、第2条中「条例第5条第1項」とあるのは「条例第16条第2項の規定により読み替えて適用する条例第5条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第7条、第8条及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第16条 前条の場合における第5条、第9条及び第10条の規定の適用については、第5条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第9条」とあるのは「条例第18条第4項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第10条ただし書」とあるのは「条例第18条第5項ただし書」と、「条例第10条第1号」とあるのは「条例第18条第5項ただし書の規定により準用する条例第10条第1号」と、「条例第10条第2号」とあるのは「条例第18条第5項ただし書の規定により読み替えて準用する条例第10条第2号」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、射水市大門総合会館条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第45号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年1月31日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る附属設備等の使用料の額及び使用料の減免については、改正後の射水市大門総合会館条例施行規則第4条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和2年12月24日規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(令和4年2月28日規則第4号)抄
(施行期日)

1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。
(経過措置)

4 この規則の施行の際、現に第3条の規定による改正前の射水市大門総合会館条例施行規則第3条の規定による使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の納付期限及び減免については、第3条の規定による改正後の射水市大門総合会館条例施行規則第5条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1(第4条関係)

区分	品名	施設別	単位	使用料 (1回当たり)	摘要
舞台附属 設備	金びょうぶ	ホール共通	1双	2,160円	
	指揮者台	ホール共通	1台	220円	
	指揮者用譜面台	ホール共通	1台	110円	
	譜面台	ホール共通	1台	50円	
	平台	ホール共通	1台	220円	
	緋毛せん	ホール共通	1枚	110円	
照明設備	照明装置	大ホール	1式	6,170円	
	照明装置	こぶしホール	1式	3,090円	
音響設備	音響装置	大ホール	1式	5,140円	
	音響装置	こぶしホール	1式	4,530円	
	音響装置	寿の間	1式	1,540円	
	音響装置(移動用)	会議室	1式	2,060円	
	音響装置(ハンディ型)	会議室	1式	1,030円	
	カラオケ(シンセサイザー)	ホール共通	1回	3,090円	
映写設備	ビデオプロジェクター	大ホール	1台	3,090円	
	映写スクリーン	ホール共通	1式	1,080円	
楽器	グランドピアノ	大ホール	1台	5,400円	調律料を含まず。
	グランドピアノ	こぶしホール	1台	3,240円	調律料を含まず。
その他	展示パネル	展示室	1枚	220円	

備考

- 1 この表において「1回」とは、1日ごとの使用をいう。
- 2 この表に掲げるもの以外の附属設備等の使用料の額は、類似する附属設備等の使用料の額に準じて算定した額とする。

別表2(第6条関係)

減免の範囲	割合
1 市又は市の機関が主催する場合	10割
2 市又は市の機関が共催する場合	5割
3 市長が特に必要と認める場合	1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合
4 ホールに係る使用の許可を受けた者が、当該使用日の30日前までに取消しを申し出た場合	7割
5 ホールに係る使用の許可を受けた者が、4に掲げる場合を除き、使用日の10日前までに取消しを申し出た場合	5割
6 施設(ホールを除く。)に係る使用の許可を受けた者が、使用日の10日前までに取消しを申し出た場合	7割
7 施設(ホールを除く。)に係る使用の許可を受けた者が、6に掲げる場合を除き、使用日の5日前までに取消しを申し出た場合	5割

備考 この表の2の項に該当するものについては、附属設備等の使用料は減免しない。